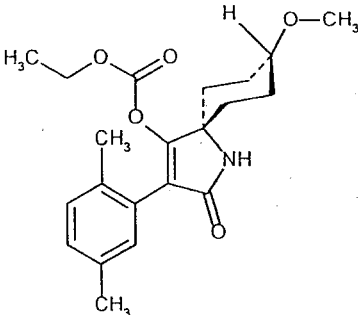


スピロテトラマト(Spirotetramat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系殺虫剤 アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類等のアセチル CoA カルボキシラーゼを阻害(脂質合成を阻害)することにより殺虫効果を示すと考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請;ばれいしょ、キャベツ等/アブラムシ類等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	ばれいしょ、トマト等に国際基準が設定されている。米国でいちご、あぶらな科野菜等に、カナダでりんご、キャベツ等に、オーストラリアでかんきつ類、マンゴー等に、EUでオレンジ、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(ラット・混餌) 無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:スピロテトラマト(親化合物)及び代謝物M1。										
暴露評価	暫定 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1545 1396 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>暫定 TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>15.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake) 暴露評価対象物質:スピロテトラマト(親化合物)、代謝物M1、M5、M7及びM1グルコシド</p>		暫定 TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	14.9	幼小児(1~6歳)	26.4	妊婦	11.9	高齢者(65歳以上)	15.3
	暫定 TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	14.9										
幼小児(1~6歳)	26.4										
妊婦	11.9										
高齢者(65歳以上)	15.3										
意見聴取の状況	平成21年12月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年2月4日~同年4月5日 WTO 通報 コメント募集中 パブリックコメント手続き中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案※ ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値※		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.8 0.6 0.6 0.6 0.6		IT IT IT IT IT	0.8	0.60 0.60 0.60 0.60 0.60	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【<0.020-0.366(n=20) (米国ばれいしょ)】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。) かぶ類の葉 クレンソウ はくさい	7 7 7 7			7	5 5 9.0 2.5	オーストラリア オーストラリア アメリカ アメリカ	【<0.020-0.839(n=7) (米国キャベツ・外葉有り)】 【<0.020-0.079(n=7) (米国キャベツ・外葉無し)】 【米国キャベツ、ブロッコリー、 カリフラワー参照】  【0.065-0.260(n=4) (米国カリフラワー)】 【0.086-0.343(n=5) (米国ブロッコリー)】
キャベツ	0.3	IT	2	2.5	アメリカ		
芽キャベツ	1	IT		2.5	アメリカ		
ケール	7	IT	7	8.0	アメリカ		
こまつな	7	IT	7	8.0	アメリカ		
きょうな	7	IT	7	8.0	アメリカ		
チンゲンサイ	7	IT	7	8.0	アメリカ		
カリフラワー	1	IT	1	2.5	アメリカ		
ブロッコリー	1	IT	1	2.5	アメリカ		
その他のあぶらな科野菜	7	IT	7	8.0	アメリカ		
チコリ エンダイブ しゅんぎく	7 7 7		IT IT IT	7	9.0 9.0 9.0	アメリカ アメリカ アメリカ	【0.111-0.796(n=8) (米国レタス・外葉有り)】 【0.061-0.302(n=7) (米国レタス・外葉無し)】 【0.110-1.431(n=7) (米国リーフレタス)】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜	3 7		IT IT	7 7	9.0 9.0	アメリカ アメリカ	
たまねぎ	0.5		IT		0.5	オーストラリア	【<0.04-0.16(n=8) (愛州たまねぎ)】
パセリ	5		IT		9.0	アメリカ	【米国リーフレタス、レタス、 セロリ、ほうれんそう参照】 【0.226-2.328(n=9) (米国セロリ)】 【米国リーフレタス、レタス、 セロリ、ほうれんそう参照】
セロリ	5		IT	4	9.0	アメリカ	
その他のせり科野菜	5		IT		9.0	アメリカ	
トマト	1		IT	1	2.5	アメリカ	【0.035-0.231(n=15) (米国トマト)】
ピーマン	1		IT	1	2.5	アメリカ	【0.159-0.610(n=8) (米国ピーマン)】
なす	1		IT	1	2.5	アメリカ	【0.569-1.064(n=4) (米国とうがらし)】
その他のなす科野菜	7		IT	7	2.5	アメリカ	
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちや(スカッシュを含む。) しろり すいか	0.2 0.2 0.2 0.03		IT IT IT IT	0.2	0.30 0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【<0.020-0.042(n=9) (米国きゅうり)】 【<0.020-0.099(n=7) (米国スカッシュ)】  【米国きゅうり、スカッシュ、 メロン参照】 【<0.020-0.083(n=8) (米国メロン)】 【米国きゅうり、スカッシュ、 メロン参照】
メロン類果実	0.03		IT	0.2	0.30	アメリカ	
まくわり	0.03		IT	0.2	0.30	アメリカ	
その他のうり科野菜	7		IT	7	0.30	アメリカ	
ほうれんそう オクラ しょうが	7 1 0.6		IT IT IT	7 1	9.0 0.60	アメリカ アメリカ	
その他の野菜	7		IT	7	9.0	アメリカ	【0.120-2.720(n=7) (米国ほうれんそう)】 【米国ばれいしょ参照】

農産物名	基準値案※ ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値※		作物残留試験成績 ppm	
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm		
みかん なつみかんの果実全体	1		IT	0.5 0.5	1 1	オーストラリア オーストラリア	【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【0.103-0.305(n=11) (米国レモン)】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【<0.10-0.441(n=28) (米国オレンジ)】 【<0.04-0.32(n=13) (豪州オレンジ)】 【<0.10-0.106(n=14) (米国グレープフルーツ)】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【<0.04-0.32(n=8) (豪州マンダリン)】
レモン	1		IT	0.5	1	オーストラリア	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT	0.5	1	オーストラリア	
グレープフルーツ	1		IT	0.5	1	オーストラリア	
ライム	1		IT	0.5	1	オーストラリア	
その他のかんきつ類果実	1		IT	0.5	1	オーストラリア	
りんご	0.7		IT	0.7	0.70	アメリカ	【0.032-0.396(n=25) (米国りんご)】  【0.032-0.292(n=13) (米国なし)】
日本なし	0.7		IT	0.7	0.70	アメリカ	
西洋なし	0.7		IT	0.7	0.70	アメリカ	
マルメロ	0.7		IT	0.7	0.70	アメリカ	
びわ	0.7		IT	0.7	0.70	アメリカ	
もも				3	4.5	アメリカ	【0.198-0.839(n=20) (米国もも)】  【0.030-0.457(n=13) (米国すもも)】  【0.373-1.459(n=13) (米国おうとう)】
ネクタリン	3		IT	3	4.5	アメリカ	
あんず(アブリコットを含む。)	3		IT	3	4.5	アメリカ	
すもも(ブルーンを含む。)	3		IT	3	4.5	アメリカ	
うめ	3		IT	3	0.05	EU	
おうとう(チェリーを含む。)	3		IT	3	4.5	アメリカ	
ぶどう	2		IT	2	1.3	アメリカ	【0.053-0.776(n=14) (米国ぶどう)】
マンゴー	0.3		IT		0.3	オーストラリア	【<0.04-0.23(n=24) (豪州マンゴー)】
その他の果実	1			1	2.5	アメリカ	
綿実	1		IT		1	オーストラリア	【0.04-0.46(n=8) (豪州綿実)】
ぎんなん	0.5			0.5			【<0.020-0.245(n=11) (米国ペカン)】 【0.024-0.083(n=12) (米国アーモンド)】
くり	0.5		IT	0.5	0.25	アメリカ	
ペカン	0.5		IT	0.5	0.25	アメリカ	
アーモンド	0.5		IT	0.5	0.25	アメリカ	
くるみ	0.5		IT	0.5	0.25	アメリカ	
その他のナッツ類	0.5		IT	0.5	0.25	アメリカ	
ホップ	15		IT	15	10.0	アメリカ	【2.074-4.664(n=4) (米国ホップ)】
その他のハーブ	7		IT	7	9.0	アメリカ	【0.589-4.838(n=11) (米国からしな)】
牛の筋肉	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
豚の筋肉	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
牛の脂肪	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
豚の脂肪	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02		IT	0.01	0.02	アメリカ	
牛の肝臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
豚の肝臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
牛の腎臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
豚の腎臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
牛の食用部分	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
豚の食用部分	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02		IT	0.03	0.02	アメリカ	
乳				0.005	0.01	アメリカ	

農産物名	基準値案※ ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値※		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ポテトフレーク	1.6		IT		1.6	アメリカ
とうがらし(乾燥させたもの)	15			15		
すもも(乾燥させたもの)	5			5		
干しぶどう	4		IT	4	3.0	アメリカ

※ 基準値案及び参考基準値の規制対象について

基準値案:スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

国際基準:農産物 スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

畜産物 代謝物M1のみをスピロテトラマト換算したもの。

米国基準:農産物 スピロテトラマト本体、代謝物M1、M5、M7及びM1グリコシドをスピロテトラマト換算したものの和。

(ただし、作物残留試験成績は、スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和で示した。)

畜産物 スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

豪州基準:スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

	親化合物	代謝物M1	M5	M7	M1グリコシド
農産物	○	○	○	○	○
基準値案	○	○	○	○	○
国際基準	○	○	○	○	○
米国基準	○	○	○	○	○
豪州基準	○	○	○	○	○
畜産物	○	○	○	○	○
基準値案	○	○	○	○	○
国際基準	○	○	○	○	○
米国基準	○	○	○	○	○
豪州基準	○	○	○	○	○

スピロテトラマト

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.8
さといも類(やつがしらを含む)	0.6
かんしょ	0.6
やまいも(長いも)	0.6
その他のいも類(注1)	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	7
かぶ類の葉	7
クレソン	7
はくさい	7
キャベツ	0.3
芽キャベツ	1
ケール	7
こまつな	7
きょうな	7
チンゲンサイ	7
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜(注2)	7
チコリ	7
エンダイブ	7
しゅんぎく	7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	3
その他のきく科野菜(注3)	7
たまねぎ	0.5
パセリ	5
セロリ	5
その他のせり科野菜(注4)	5
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注5)	7
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.2
しろり	0.2
すいか	0.03
メロン類果実	0.03
まくわうり	0.03
その他のうり科野菜(注6)	7
ほうれんそう	7
オクラ	1
しょうが	0.6
その他の野菜(注7)	7
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実(注8)	1
りんご	0.7
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.7
びわ	0.7
ネクタリン	3
あんず(アブリコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	3
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	3

※ 今回残留基準を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1[シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン]をスピロテトラマト含量に換算したものの和をいう。

(注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、うり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

スピロテトラマト(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ぶどう	2
マンゴー	0.3
その他の果実(注9)	1
綿実	1
ぎんなん	0.5
くり	0.5
ペカン	0.5
アーモンド	0.5
くるみ	0.5
その他のナッツ類(注10)	0.5
ホップ	15
その他のハーブ(注11)	7
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分(注13)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
ポテトフレーク	1.6
とうがらし(乾燥させたもの)	15
すもも(乾燥させたもの)	5
干しぶどう	4

(注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。